区域外・校区外就学許可基準

区域外・校区外就学を希望する場合の、許可基準（許可可能な事由）については、次のとおりです。

事由			期間
転居	1	学期途中の転居の場合	学期終了まで
	2	最終学年者の転居の場合	卒業まで
	3	上記２の弟・妹について（卒業該当者が卒業するまで）	学年末まで
	4	一時的な転居（住宅の建替え、改築等による場合）	元の住所に居住するまで
	5	転居予定（入学又は学年、学期当初から転居先の学校へ希望する場合）	転居予定地に居住するまで
	6	公共事業により強制移転等を受けた場合	卒業まで
家庭事情	7	親の勤務先地区の指定学校への希望の場合	必要な期間
	8	帰宅後養育する祖父母宅等の指定学校に希望の場合 （児童クラブ等の利用が可能な場合を除く。）	必要な期間
	9	保護者が病気療養等により他の家庭に保護されている場合	必要な期間
その他	10	指定学校外の支援学級に入級を希望する場合（就学指導委員会意見）	卒業まで
	11	心身上の理由により、指導上配慮を要すると認められる場合	必要な期間
	12	校区境付近で、通学距離が短くなり安全に通学することができる場合	卒業まで
	13	いじめ、不登校の場合	必要な期間
	14	その他、教育的配慮が必要であると認められる場合	必要な期間

◎やむを得ない事由と認められる場合に、上記の基準により許可するものであり、必ず許可できるものではありません。

◎ 事由として認められない具体例（下記具体例以外が許可されるわけではありません。）

①友達と別れたくない（友達・在籍校への愛着）

②希望する学校の部活動に入部したいから（部活動に関すること）

③希望する学校の方が新しいから（学校施設・設備等に関すること）

④通学距離（通学時間）が長く、児童生徒、保護者に著しく負担（経済的負担等）をかけると認められる場合